

介護職員等処遇改善計画

実施予定日:令和7年4月～令和7年3月

対象: はなみずき職員全員

分配方法・支給方法 参照ください。

特別養護老人ホームはなみずき
施設長 山本愉理和

介護職員等処遇改善（新加算）配分方法

昨年と同様に実施する。

・介護職員の手当の支給

（支給額は、役職・職種・勤務形態・経験年数・介護福祉士所持を考慮して各人ごとに決定）

正職員:月給 23,000～40,000 円

契約社員:月給 20,000～27,000 円

非常勤:時給 275 円～310 円

（※時間給に含め支給する、例:～R6.5 まで 1200（200 含）→R6.6～から 1275（275 含））

・看護職員・機能訓練指導員・管理栄養士・介護支援専門員・生活相談員の手当の支給

（支給額は、役職・職種・勤務形態を考慮して各人ごとに決定）

正職員:月給 16,000～19,000 円

契約社員:月給 13,000～14,000 円

非常勤:時給 35 円～60 円

・その他の職員の手当の支給

（支給額は、勤務形態を考慮して各人ごとに決定）

月給 3,000 円時給 20 円～25 円

※上記詳細は、賃金規定確認、賃金規定より抜粋して以下に表記する。

早出・遅出手当として、それぞれ一回につき 500 円として、1 日合計 500 円を上限として支給する。

正社員には、賞与特別加算(7 月又は 12 月)として、基本給の 2.2 ヶ月分を上限として支給対象者に対して支給する。また、残額がある場合は年度末に支給する。正職員は人事考課評価により A1.1B1 それ以外 0.9 倍となる場合がある

VI

介護職員処遇改善(新処遇)手当 (令和6年6月分～)

正職員

対象事業所	対象者	条件・額	
特養 (ショート含む) デイサービス	施設長	1. 施設長	16,000 円
	事務長	2. 事務長	16,000 円
	介護職員	3. 総括	40,000 円
	看護職員	4. 介護主任	34,000 円
	機能訓練指導員	5. 介護副主任	32,000 円
	管理栄養士	6. ユニットリーダー	30,000 円
	介護支援専門員	7. 介護職員 B	28,000 円
	生活相談員	8. 介護職員 A	27,000 円
		9. 介護職員	23,000 円
		10. 主任(副主任)介護職以外	19,000 円
		11. 看護職員	17,000 円
		12. 機能訓練指導員	16,000 円
		13. 管理栄養士	16,000 円
		14. 介護支援専門員	16,000 円
		15. 生活相談員	16,000 円

契約社員

対象事業所	対象者	条件・額	
特養 (ショート含む) デイサービス	事務長	1. 事務長	16,000 円
	介護職員	2. ユニットリーダー	27,000 円
	看護職員	3. 介護職員 B	25,000 円
	機能訓練指導員	4. 介護職員 A	24,000 円
	管理栄養士	5. 介護職員	20,000 円
	介護支援専門員	6. 看護職員	14,000 円
		7. 機能訓練指導員	13,000 円
		8. 管理栄養士	13,000 円
		9. 介護支援専門員	13,000 円
		10. 生活相談員	13,000 円
※週 30 時間以上の契約職員が対象			

非常勤

対象事業所	対象者	条件・額	
特養 (ショート含む) デイサービス	介護職員	週 30 時間以上の非常勤職員	
	看護職員	1. 介護職員 B	310 円/時間
	機能訓練指導員	2. 介護職員 A	300 円/時間
	管理栄養士	3. 介護職員	285 円/時間
	介護支援専門員	4. 看護職員	60 円/時間
	生活相談員	5. 機能訓練指導員	45 円/時間
		6. 管理栄養士	45 円/時間
		7. 介護支援専門員	45 円/時間
	8. 生活相談員	45 円/時間	

	週 30 時間未満の非常勤職員	
	1. 介護職員 B	300 円/時間
	2. 介護職員 A	290 円/時間
	3. 介護職員	275 円/時間
	4. 看護職員	50 円/時間
	5. 機能訓練指導員	35 円/時間
	6. 管理栄養士	35 円/時間
	7. 介護支援専門員	35 円/時間
	8. 生活相談員	35 円/時間

非常勤の介護職員については時間給に含め支給する

その他職員		
対象事業所	対象者	条件・額
特養（ショート含む） デイサービス	その他職員	月額職員 3,000 円
		週 30 時間以上の非常勤職員 25 円/時間
		週 30 時間未満の非常勤職員 20 円/時間

介護職員には、早出手当 500/回遅出手当 500/回 1 日合計 500 を上限として支給する。

※介護職員 A は介護歴 10 年以上または介護福祉士、介護職員 B は介護歴 10 年以上かつ介護福祉士

正社員には、賃金規定に従い賞与特別加算(7 月又は 12 月)として、基本給の 2.2 ヶ月分を上限として支給対象者に対して支給する。また、残額がある場合は年度末に支給する。正職員は人事考課評価により A 1.1 B 1 それ以外 0.9 倍となる場合がある。